

戦間期日本の貿易政策

はじめに

櫻谷勝美

戦間期日本の対外経済関係を取り扱うとき、貿易と為替と資本移動の各分野が課題となるが、本稿では貿易のなかでも、とくに貿易政策に対象を限定する。この期の日本の貿易政策の焦点は国際収支の慢性赤字¹外貨不足と、外貨を消費することになる大陸侵略²戦争をいかに両立させるかということであった。この期は二年余りの短い期間であったが、恐慌と戦争の激動の時期で、貿易政策の軸である輸出の振興、輸入の統制の二要素はそれぞれの段階でその内容が急速に変えていった。

外貨を蓄積するためには輸出を増大させるほかない。そのためには資源に恵まれない日本としては原材料の輸入を制限することができない。一九三〇年代前半までのように輸出が拡大しつつあったときは、輸入に制限を加える必要はそれほど強くなかったが、三〇年代の恐慌下の各国の輸入防遏の風潮と中国侵略による日本の孤立化の強まりにより、日本の輸出は三〇年代半ばに頭うちとなった。このときに貿易の入超を減らすために、

政府は輸出入の両面で、外貨の獲得とならない円ブロックへの輸出の制限と国内消費の原材料及び製品の輸入制限をおこなった。経済的にはこれらはむしろ拡大する傾向にあり、政府の統制にもかかわらず、抜け穴から商品は流れたので、政府の統制は時とともに嚴重になっていった。本稿では政府の側からみた貿易統制の必要性を一九二〇年代、三〇年代前半、日中戦争期、太平洋戦争期と段階的にあとづけることとする。こうした政策が、企業や個人の現実の経済活動に与えた影響については、後日の課題である。

一 二〇年代の貿易政策

▼一九二六年の関税改正

第一次大戦を契機とする日本の産業と貿易の変化および物価の高騰から、従来の関税率では実情に合わなくなったので、政府は第一次大戦直後の一九一九年から「臨時財政経済調査会」を設置し、その特別委員会として関税特別委員会を設け、次のような諮問をした。¹

- 一 収入の目的で課税するのが適当な品目はなにか、それに対する課税率の最高限度如何
- 二 産業保護のために課税するのが必要な品目は何か
- 三 従価税と従量税の按配
- 四 現在僅かに残っている協定税率に対する方針如何

特別委員会の答申は一九二三年七月に臨時財政経済調査会になされたが、しかし大震災で内閣が代わったため調査会の議決は一九二四年三月になった。答申は以下の通りであった。

諮問第一項と第二項にたいして

- 一 現在未発達であるが将来発達の見込みのあるもの。あるいは維持が必要な重要産業にのみ保護関税を設ける。
- 二 税率は外国品との正当な競争に耐ええる程度を限度とする。
- 三 わが国で生産されないか将来供給増加の見込みのないものは原則として無税とする。
- 四 半製品は原料品よりも高率の課税をし、全製品は半製品より一層高率の課税をする。
- 五 収入関税は当該物品輸入額を減少させない程度にとどめる。
- 六 奢侈品には消費を抑制するために高率の税を課する。

諮問第三項にたいして

原則として従量税を採用する

諮問第四項にたいして

税率協定は財政上産業上支障のない範囲で、わが国の通商上有利な協定をなしうる国との間においてのみ互恵の方針で締結すべきである。

付帯決議として常設の関税率調査委員会の設置を提案する。

その後、内閣の更迭があり、国会に上程するのが遅れて、一九二六年一月になったが、上の基本方針に基づいた案が、国会で可決された。この関税改正では食料品や化学品の関税が引き下げられ、機械金属が引上げられ、銑鉄・鋼鉄は一九二一年に税率を引き上げていたので据え置かれた。鉄類の関税据え置きの意味は、産業の基幹部分である鉄鋼の相対的な高価格は産業全体の国際競争力を弱めるからで、安い輸入銑鉄の競争にさらされる鉄鋼業のうち、大規模な銑鋼一貫工場には奨励金を交付して、設備の大型化を促進する政策をとった。未成熟な鉄鋼業を高関税で保護するのではなく、国際競争にさらした上で、業績の不振を奨励金でカバーする

という、アグレッシブな産業政策だったといえよう。

この一九二六年の改正によって、平均関税率は前年の二五年が全輸入品に対し四・二%、有税品に対し一二・五%であったものが、二六年にはそれぞれ六・二%と一五・七%に高まる結果となった。²⁾

▼二〇年代の輸出振興政策

一九二六年の関税改正でも政府は貿易の慢性的入超を関税を高めることによって改善しようとはしなかった。政府の貿易収支の改善策は、輸入を抑制することではなく、輸出の増進策であった。当時綿織物と生糸以外の主な輸出品は雑貨が占めていたので、輸出促進策の一つは、雑貨類の生産と貿易の担い手である零細業者の組織化を行い、日本人業者同士の激しい競争から生じる粗製濫造を予防して、日本製品の信用を回復することであった。そのため一九二五年三月に輸出組合法と重要輸出品工業組合法が制定された。輸出組合法について当時の高橋是清農商務大臣が一九二五年二月五日議会で行った提案理由によれば、

近年日本の貿易は輸出入の均衡を失って年々巨額の輸入超過を継続している。輸入超過を防ぐためには輸出の振興を図ることが急務である。然るに日本の輸出は中小業者が多数群立して同士の競争をしているので、日本商人と日本商品にたいする海外の信用は失墜している。中小業者は資金も信用も薄弱であるので積極的活動が出来ていない。そこで輸出業者の組合制度を樹立し輸出業者の間に秩序と統制を与え、進んで販路の開拓拡張を実現しようというものである。³⁾

この輸出組合は「組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、包装、荷造りその他組合員の営業に関する共同施設」の事業を実施するのが目的で、震災後の未曾有の輸入超過をなんとか改善しようという

農商務官僚の発案であった。このときはさしあたり補助金がつくわけではないので民間の要求は強くなかった。

他方、重要輸出品工業組合法の提案の理由は、同じく高橋是清農商務大臣の説明によれば、

日本の工業の大部分は依然として旧態を襲踏し薄資微力、不完全な設備によって群小の企業者が雑然として分立している。その間の連絡もなく製品の整一或は向上を期することがない。従って粗製濫造である。そこで重要輸出品工業に組合制度を樹立し、各種の共同施設を施し、製品の改良統一と生産能率の増進を図り粗製濫造の弊害を除去し、もって輸出貿易の振興を期するというものであった。⁴

この輸出組合法に規定する重要輸出品とは、綿織物(交織物を含む)、同製品及び綿織糸、絹織物(交織物を含む)、同製品及び紡績絹織糸、毛織物(交織物を含む)、メリヤス及び同製品、綿縫糸及びレース糸、時計、陶磁器、珐瑯鉄器、ガラス製品、セルロイド製品、マッチ、ゴム製品、紙、化粧品、染料、顔料、塗料及び工業薬品、売葉、漆器、真田、玩具、ボタン、刷毛、洋傘、帽子、革及び同製品、木竹類製品、扇子及び団扇、文房具、花筵、野草筵その他の敷物、水産物(製造物を含む)、乾物、缶詰食物、果物、百合根、除虫菊及び同製品で、雑貨的な商品が多かった。

一方重要輸出品工業組合法で規定された重要輸出品とは、綿織物(交織物を含む)、絹織物(交織物を含む)、毛織物(交織物を含む)、布帛製品、メリヤス及び同製品、時計、金属製品、陶磁器、珐瑯鉄器、ガラス製品、セルロイド製品、マッチ、ゴム製品、真田、玩具、ボタン、刷毛、帽子、鉛筆、人造真珠、花筵及び野草筵であった。⁵

輸出組合は、形態としては市場別組合と商品別組合の二種類があり、市場別組合として最初に出来たのが対露輸出組合、仏瑞伯輸出組合、京都对米輸出組合で工業組合と違って日本全国を一つの組合にする方針だった。

商品別組合は日本柑橘北米組合（一九二六）、日本瑛瑯鉄器輸出組合（一九二七）、日本ブラッシュ輸出組合（一九二八）、大阪アフリカ輸出組合（一九二九）、日本自転車輸出組合（一九二九）が主なもので、一九二八年時点では輸出組合は、全国で九あり、その内三は蜜柑、ブラシ、瑛瑯鉄器の組合で、二〇年代の輸出組合の主な活動は旅商とか販路開拓で、三〇年代なかばに日印会商後に輸出統制が本格化するまで、めだつた活動はなかつた。

それに対して、工業組合は一九二七年以降政府が工業組合の共同事業に補助金を出すようになり、さらに預金部資金の低利融通、税制上の特典が与えられたので、そのころから統々と設立された。工業組合は輸出振興上どうしても必要だと政府は考え、それとの対照上輸出組合が設置されたもので、補助金の点でも政府の熱意の点でも工業組合が中心であつた。

もう一つの輸出促進策は、日本商品の海外での宣伝活動である。一九二六、二七年の二回、政府は海外市場の調査、日本製品の紹介・宣伝を目的にして民間業者の旅商隊を編成して、中国、南洋、インド、東南アジア、エジプト、バルカン、中南米に派遣した。旅商は綿織物、絹織物、陶磁器、メリヤス製品、ガラス製品、瑛瑯鉄器、食料品および雑貨等の各地の市況、取引状況、需要期と購買力、運賃、関税、外国製品の状況等を調査した。また日本品の見本市を開催した。

このような輸出促進、貿易収支改善のための努力があつたが、当時の貿易収支の赤字は日本の産業の発展段階に基づくものであつたので、二〇年代末には震災直後の年間六億円の赤字よりは改善されたとはいへ、年間一億五〇〇〇万円から三億円程度の赤字が持続していた。

二 昭和恐慌と貿易

▼世界経済のブロック化

資本主義史上最大の恐慌の渦中において、世界各国は自国の産業を保護するために、自らは輸出の伸張をはかりながら、他国からの輸入に対しては、様々な障壁をはりめぐらせることを企てたから、そのために世界の貿易は、一九二九年を一〇〇とすると、三〇年八一、三一年六二、三二年四二(金ドル表示)と急激に萎縮していった。恐慌がもつとも早く勃発したアメリカでは、製造業の関税引上げ要求が強く、一九三〇年代に実施されたホーレー・スモート関税は平均従価税率四一・六四%におよぶもので、これが引金となって、欧州諸国が報復的に関税引上げを実施し、世界経済が保護貿易主義に移行するきっかけとなった。

アメリカとは異なり、自国内で資源・食料を調達できず、国内市場の狭いイギリスは、海外に広大な植民地と自治領を持っていたので、一九三二年七月カナダのオタワで自治領・植民地国と英帝国経済会議をひらき、英帝国諸国相互の貿易は関税を軽減し、帝国外からの輸出入品に貿易障壁を高める、いわゆる英帝国特惠を強化し、ブロック内を排他的市場とした。その結果、イギリス本国からイギリス連邦諸国への輸出額のうち特惠を受ける商品は、恐慌前の二九年が二〇%であったのが、三七年には五六%となり、イギリスの輸出を支えるのに大きな役割を果たした。

日本は、恐慌時の生産の落ち込みは、欧米諸国より軽微だったが、世界経済のブロック化はその存立条件に関わるほど大きな打撃であった。日本は、アメリカとことなり自国内で再生産に必要な資源を持たず、さらに輸出市場を必須とする企業が多かった。またイギリスのように資源と販売市場を自己のブロック内でまかなう体

制をもっていなかった。それにもかかわらず、この一九三〇年代初頭の時点では、貿易は慢性入超の状態を脱するにはいたらず、かつ世界恐慌によって先進国からの借款に依存できなくなっていたのである。

ここにおいて、日本は輸出によって自力で輸入のための外貨を獲得するか、または原料資源を保有する近隣諸国を自己の支配下に組入れ、外貨なしに資源を収奪するかにせまられた。三〇年代前半では、どちらか一方の課題を放棄することはできず、両方の課題にいどんだのである。

▼金本位制離脱後の為替相場の低落

金輸出再禁止（一九三二年十二月十三日）以後、為替相場は法定平価の一〇〇円＝四九ドル七／八から、ただちに三九ドルに、さらに年末には三四ドルまでさがり、翌三二年にはいと上海事変を契機とする対外緊張の高まりと五・一五事件の影響から、為替相場は二九ドル台に下がり、ドル買いをした大銀行は大きな投機的利益を得る結果となった。その後日本の政治と経済の前途の不安定性が為替相場に反映して、三二年十一月には遂に二〇ドルを割って一九ドル七／八まで下がった。あまりの為替低落は輸入原料の高騰や外債の元利払いの負担を大きくし、また為替の乱高下は貿易取引に支障をきたすところから、為替相場の安定を要求する声が高まった。

政府も二〇ドル割れをきっかけに従来の為替放任政策を改め、外国為替取引銀行の為替取引報告義務を強化して投機を抑制し、翌三三年三月外国為替管理法を制定して思惑取引を禁止するとともに、横浜正金銀行へ資金援助し、政府の意を受けて同行が為替市場で主導権をとれる体制をつくった。この様に円相場は固定されることとなったが、ちょうどその頃アメリカが金本位制を離脱してドル相場の不安定な時期であったので、円が

基準とするリンク通貨をドルからポンドに変更し、一〇〇円＝一シリング二ペンスと決めた。ドルの安定後は、英米クロスレートにより対米二三ドルということになった。

この結果、円の下落は金本位制の時期と比較して五六割の下落で、他方世界の主要国通貨は平均三割程度の下落であった。世界恐慌のさなかのこの円為替の暴落は世界各国の為替引下げ競争をひきおこし、日本の非協調的な国際関係のあり方をあらわしたものととして現代でも欧米諸国の人々の記憶に残っている。一九三三―三四年の世界貿易が、恐慌前に比し二〇％（数量比）減少したのに対し、日本だけが逆に二〇％増加したのは、このような円相場の大きな低落が最大の要因であった。円相場の崩落によって日本の輸出は短期的には大いに伸びたが、しかしそのことが海外から為替ダンピングであるとの非難を受け三〇年代後半には輸出の伸びは困難となった。

▼ブロック経済下の貿易摩擦

日本の二大輸出品である生糸と綿織物のうち、一九三〇年代の世界恐慌のなかで、生糸は恐慌前には年間七億円台の輸出額であったのにたいし、販売先のアメリカ絹織物工業の縮小のために、三億円台の水準にまで大きく減少した。これにたいして、低為替を利用して世界市場に進出した最大のものは、一九三四年には恐慌前の水準を上回り、三七年までの世界の綿製品貿易が縮小するなかで、ただ日本の綿織物輸出だけが拡大し、そのため各国の対日輸入の制限を引き起こすことになった。

日本の綿織物の最大の輸入国である英領インドは、一九三三年六月イギリスの綿織物にたいする関税は二五％に据置きながら、それ以外の国にたいしては従来の五〇％から七五％に引き上げた。これに対して、日本

の紡績業界は日本に対する輸出禁止的高関税であると判断して、インド綿花の輸入を停止するという報復措置をとった。インドでは綿花の五割が日本向けであったから、これはインド農業に大打撃となり、インドの要請で貿易交渉が行われることになった。三三年九月インドのシムラではじまった、「日印会商」の結果、インドは対日関税を元の五〇%水準に戻すが、日本は綿織物の輸出货量とインドからの綿花買付け量をリンクさせる（インドへの輸出を増やすためにはインドからの輸入を増やさなければならぬ）という貿易協定が結ばれた。この英領インド以外にも蘭領インド、イギリス、エジプト、カナダ、オーストラリア、アメリカ、フィリピン等においても日本品の輸入制限が行われた。とくに日本の為替レートの切下げと低賃金によるダンピングを理由にして、フランス、カナダ、フィリピン、南ア連邦等の諸国は為替補償税とダンピング税を日本商品に課して日本商品の進入に対抗した。

これにたいして、日本は日本自身が輸入超過の立場にある場合相手側の対日輸出を制限して対抗すること企てた。それを法制化したのが、三四年四月の通商擁護法であった。三五年カナダに、三六年オーストラリアに発動し、両国の対日綿織物、人絹織物の輸入制限を緩和させた。

一九三四年は諸外国が、輸入統制・制限措置を相次ぎに実施した年である。日本商品に対する輸入制限は、綿製品をはじめ絹織物、人絹織物、メリヤス製品、ゴム靴、陶磁器、紙、玩具、缶詰食料品などこの時期に輸出を伸張させたすべての商品に及んだ。日本商品に差別待遇を講じた国は、一九三六年六月の時点で世界一七八カ国中六七カ国に達した。

こうして円ブロック経済圏を除く第三国への輸出は恐慌のあと一九三五年まで急速に伸びたが、三六年以降頭打ちとなり、金・外貨の枯渇から繊維原料の輸入を制限し始めた三八年以降下降線をたどることになった。

▼輸出拡大政策

政府は従来から日本の輸出先であったいわゆる旧市場への輸出の拡大はそれほど見込めないことが明らかになってきたので、これまであまりなじみのなかった中南米、アフリカ、バルカン、ソ連等の新市場を開拓するための方策を編み出した。いわゆる新市場は先方の輸入商の信用状態が不明で、金融機関も発展していないのでそのような輸出手形を日本の銀行は買収せず、また日本では信用状を輸入商が組んだものについて、輸出手形を割り引くことが原則であったために、新市場にたいして、貿易金融上の制約から輸出が阻害されていた。そこで一九三〇年政府は「輸出補償法」を制定し、比較的未開拓な地域に輸出するに際し、振り出した為替手形を買い取った銀行が損失を受けた場合、政府は銀行に対しその損失を一定程度補償するというもので、銀行のリスクを軽減することで、輸出金融を円滑にしようとした。この制度は、手形が不渡りになったとき政府が輸出商に償還請求権を発動するかわりに、補償料がきわめて低率な甲種補償手形（補償限度は七割）と、輸出先について予め政府の承認の範囲に限定されていて、輸出業者は後で償還の責任がなく保険的な制度で補償料が高い乙種補償制度（補償限度は六割）の二種類があった。なお一九三七年までは甲種補償の形が多く、甲種三に乙種一の割合だった。¹⁰この法律が施行された一九三〇年度は銀行が買った補償手形は一九〇万円に過ぎなかったが、三一年五〇〇万円、三二年九四〇万円、三三年二一〇〇万円と逐年増加した。適用地域も次第に拡大し、英、米、インド、蘭印などの旧市場を除いてほとんど全世界に及んだ。一九三七年三月改正案が議決交付された。改正の理由は輸出補償制度を一層積極的に活用するために従来甲種七割、乙種六割だったのをそれぞれ八割と七割に補償限度を引上げ、補償範囲も従来為替銀行のない中南米、バルカン、ソ連、アフリカ等向

けの輸出が替手形だったのをそのほか中国、満州、英領及蘭領インド、カナダ等をも含むようにし、さらに外国側の為替管理により不渡りとなった手形にも補償の範囲を広げ、また重工業品の輸出で長期信用によるもの（いわゆる延べ払い輸出）もこの制度を適用することであった。

その結果この制度による補償限度額は一九三六年九三一万三千円だったのが、一九三七年には二一四六万九千円に拡大した。政府の財政負担は、一九三〇年から三七年末まで国家の歳入超過であったが、日中戦争を契機に損失が増えた。¹¹

三 日中戦争の勃発

▼輸出入品等に関する臨時措置法の段階

一九三七年七月の日中戦争の勃発によって、わが国の国際収支は著しく悪化したのが、戦時経済を維持するためには軍需生産のための資材の輸入は不可欠の要請であった。他方国内の生産力を軍需品の増産に集中させなければならなかったし、輸出を増やすことにも制約があった。そうした矛盾の中で国際収支の均衡を図ろうとすれば、一方では国内の民需を極度に切り詰めるとともに、他方で貿易に対する統制を実施しなければならなかった。政府はすでに一九三六年一二月為替管理を強化していたが、三七年にはいると「輸入為替管理令」を施行することによって輸入の統制を廃止した。それにもかかわらず、輸入が急増したために貿易収支の赤字幅は六・二億円（一九三七年）に拡大し、政府は一九三七年八月、「貿易及関係産業ノ調整ニ関スル法律」をいわゆる「貿易調整法」および「貿易組合法」を公布した。前者は貿易審議会の議を経て輸出入の一時的制限ないし禁止を行う権限を政府に与えるものであり、後者は輸出組合法を廃止し、輸出組合と並んで輸入組合をつくら

せ、輸出入組合を統制機関にしようとするものであった。

その一カ月後日中戦争が長期化の様相をみせたことに対応して、政府は多くの戦時立法を制定したがそのうち貿易に関する法律が、「輸出入品等に関する臨時措置法」であった。同法第一条は、「政府は支那事変に関連し国民経済の運行を確保するために特に必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り物品を指定し輸出又は輸入の制限又は禁止を為すことを得」とあり、また第二条は輸入を制限した場合その商品を原料とする生産、販売、消費に必要な措置を講ずることができると、規定していた。輸出入の制限をするのに先の「貿易調整法」は議会の議を経なければならなかったのにこの法律では政府の命令によりできるようになったこと、輸入品を戦争にたいする必要性を基準に必需品と不用品にランク付したこと、また単に貿易の制限禁止ではなく、輸入品を原料とする生産、販売、消費分野も統制することができるとしたことが、特徴であった。

この「臨時措置法」は一九三七年九月公布施行されたが、同年十月同法に基づいた第一回貿易審議會は次のような貿易に関する許可規則要綱を決定した。

一 国際収支の現状に鑑み重要輸入品にしてある程度の輸入の制限を為すべき物品に付き輸入の許可制を設くるもの：実綿及び繰綿、羊毛、木材

二 国際収支の現状に鑑み不要品又は不急品とに付き輸入の許可制を設くるもの：装飾品、食料品、娯楽品、織物など

三 国内における需給の調整を図るため国内に於て特に供給を確保するの要ある物品に付き輸出の許可制を設くるもの：兔毛皮、ナフタリン、硝酸など

「臨時措置法」第一条に基づいて臨時輸出入許可規則が一九三七年十月十一日公布施行されたが、上記貿易

審議会の決定の一、二、三が許可規則の甲、乙、丙に対応するもので、貿易品は甲―輸入制限品、乙―事実上輸入禁止、丙―事実上輸出禁止に三区分された。この結果輸入は二七二品目、輸出は七品目が許可制の対象となり、¹²そのうち甲号品目は一九三六年では八億五〇〇〇万円、羊毛二億円、木材五五〇〇万円は計一〇数億円に上り、同年の輸入額の六割以上を占めていた。¹³

この「輸出入品等臨時措置法」とそれにもとづく臨時輸出入許可規則によって、貿易政策・国際収支対策としては軍需物資の輸入促進、不要不急物資の輸入制限ないし禁止、輸入品代替物資製造の促進がなされ、一、九三八年の消費財、中間財の輸入は大幅に減少した。しかし、それは同時に輸出入原料の不足から輸出の減少をまねき、物資の不足による物価騰貴を引き起こすことになった。このことは、さらに輸出の減退をもたらし、それは外貨不足から輸入の減少という悪循環を惹起することが予想された。一九三八年政府は国際収支対策として単に輸入の制限・禁止だけでなく、再び「輸出の振興」を経済政策の柱に掲げ直した。¹⁴

▼輸出入リンク制

輸出振興策として重要な役割を果たしたのは、輸出入リンク制であった。輸出入リンク制とは、輸入の許可に際し、輸出品の原材料の輸入を優先し、そのようにして生産されたものは、国内で消費を許さず、かならず輸出させて外貨を獲得しようという目的をもっていた。すなわち外貨を獲得するのにもっとも効率よく輸出入を管理しようというものであった。商品別リンク制が採用された輸出品とその輸入原料の関係は次の通りである。

○石鹼―牛脂、香料 ○刷毛―豚毛、縞黒檀、牛骨、メキシコ・ファイバー ○羊毛製品―羊毛 ○フェルト

帽子および帽体ーロックス、ノイル、反毛、毛ボロ ○和紙ーマニラ麻 ○綿製品ー綿花 ○人絹製品ーバル
 プ ○スフ製品ーバルプ ○皮革製品ー牛皮、水牛皮、馬皮、羊皮 ○毛製敷物ー羊毛、牛毛、馬毛 ○毛製
 品ーテープ、玩具 ○梵天ー羊毛

適用の例を代表的な綿製品に例を取ると、一九三八年四月から団体別、金額別リンク制が採用され、過去二カ
 年間の一ヶ月平均輸出額の六二・五％に相当する綿花輸入を綿業団体に割当、製品は団体の管理で内地流用を
 阻止し、輸出とくに第三国向け輸出に割り当てるといふ制度である¹⁵。したがって輸出額が増大すれば綿花割当
 量も増大する仕組みであった。しかし綿花の団体別リンク制は輸出向け綿製品の内地流用がきわめて多く、そ
 こで、政府は三八年七月から従来の団体リンク制をやめ個人リンク制を実施することになった。

個人リンク制は綿製品が輸出商の手に引き渡されたときに、その製造に要した綿花の数量の輸出権を与えられ
 るので、輸出を増やせばそれだけ多くの原料を入手できる仕組みになっている点は先の団体リンク制と同じ
 であるが、綿製品の国内流用の禁止を徹底するために、綿製品の製造、加工は第三国向け輸出品あるいは軍需
 品その他の特免品に限られ、その他のものは禁止された。輸出用綿製品の製造は政府が指定する紡績会社また
 はその受託者でなければおこなえず、販売は輸出品は政府の指定する組合にしか販売できず、国内消費用の販
 売は指定の小売商の手持ちのものは認めるが、紡聯の指定団体でなければ買上できなくなった。

▼円ブロックへの輸出の制限

一九三七年から一九三九年にかけて円ブロック(関滿支)輸出は、七億九一〇〇万円から一七億四七〇〇万円と二
 年間に二・二倍伸び、日本の総輸出におけるウェイトは、二五％から五〇％近くに増大した。この増加をもた

らしたのは機械類、車両、木材等の建設資材の増加と日中戦争後の華北華中の生産低下・物資欠乏による小麦粉・砂糖・水産物等の食料品、布帛製品、紙類などの生活必需品の輸出が著しく増加したのである。また染料・工業製品・石鹼・化粧品等国際競争力が弱く第三国には輸出できない商品の輸出も増えた¹⁶。

それに対して、輸入は同じ期間に四億三七〇〇万円から六億八二〇〇万円と二年間に一・六倍弱の伸びで、総輸入に対するウェイトは一〇%から二三%に拡大したが、一九三九年においても総輸入の四分の一にも達せず、輸出とは異なり第三国に対する依存がなお強かった。しかも輸入の内容は満州国からは大豆類、油粕、採油用種子、石炭等であり、中国からは綿花、石炭、採油用種子、塩等で、綿花も日本の紡績業の原料をまかなうには不十分で、また戦略物資の石炭、ゴム、屑鉄等は第三国にあおぐほかなかったため、円ブロックで自給する目標にはほど遠かった。したがって、日本の戦争経済を維持するためには、第三国への輸出を一層拡大して、輸入のための外貨を蓄積するほかに、そのためには外貨を消費する円ブロックへの輸出を制限する必要がある。

一九三九年九月ヨーロッパで戦争が勃発し、物価の異常な騰貴を防ぐために同年十月のいわゆる「九・一八停止令」(一九三九年九月十八日の水準で物価凍結)が公布された。物価凍結令は内地ではともかく、関満支ではそれを徹底させることが困難であったので内地と関満支との価格差をもとに物資が利潤の大きい円ブロックに流出することを阻止するために、政府は円ブロック向け輸出に数量制限をすることになった。一九三九年九月「臨時措置法」に基づいて公布された「関東州・満州国・及中華民国向けの輸出調整に関する件」(関満支輸出調整令)によって、関満支向けの多くの輸出品は、商品別統制団体または地域別統制団体または地方長官の承認がなければ輸出できなくなった。三九年九月から二カ月間は応急措置として輸出家の過去三カ月の実績に基

づいて個々の業者に輸出枠を割り当てる輸出制限のやり方であったが、同年十一月から輸出組合による輸出統制になった。その後、関満支の物価の暴騰から日本の物価との差がさらに開いたので、円ブロックにたいする輸出の増大と輸入の縮小は避けられない情勢となった。そのため政府は一九四〇年七月、関満支に輸出する数量は、第三国への輸出と国民生活に支障のない範囲に制限する、関満支からの輸入は現地の事情が許す限りなるべく多量に輸入する。という方針をたてた。また日本と大陸の価格差がある限り、日本の物資はどうしても流出するので、同年八月中国向け輸出は内地価格で集荷し現地販売価格との差額を留保する。中国からの輸入品の取引は国内価格によることとし、輸入価格との差額は輸出のとき留保した資金で補填す、という価格調整要綱が発表された。このときそれまで四四の商品別輸出組合と、それらの商品別組合が扱わない商品を含括して取扱う市場別組合の「日本東亜輸出組合聯合会」があつたのが、両者が合併して「日本東亜必需品輸出組合聯合会」となった。そして、関満支への輸出入はこの組合を通じて、しかも商工大臣の承認がなければできなくなった。一九四〇年の「日本東亜必需品輸出組合聯合会」の取扱金額は四億円にのぼった。

▼アメリカの対日輸出制限―貿易統制令

一九三九年七月アメリカから日米通商航海条約を破棄する旨の通告を受けた。これは六カ月後の一九四〇年一月をもってこの条約が失効することを意味した。日本にとってアメリカは貿易相手としては当時輸入で第一位、輸出で第二位を占めていたので、一九四〇年以降日本の対外貿易だけでなく日本経済の再生産条件は変容を余儀なくされたのである。一九三九年ヨーロッパで戦争がおこると各国が輸入制限と為替管理を強化し始めただけでなく、航海路が危険となったので、日本の第三国への輸出は一層制限されることになった。そのうえ

スターリング・ブロック向けの輸出はポンド為替管理の強化によりその代金回収が困難になり、外貨獲得の見地からスターリング・ブロック向けの輸出は不可能となった。

他方、第二次世界大戦の勃発は、交戦国とその植民地が軍需物資を確保するために輸出の制限・禁止をしたので日本は戦略的必要物資を確保することが著しく困難になった。

こうして日本は貿易を自己の勢力圏に限らざるをえなくなり、一九四〇年七月政府は「戦時貿易振興対策」を閣議決定した。これにもとづいて政府は前年六月中小輸出産業の原料取得難を緩和するために全国八ヶ所に輸出品原材料配給の特殊会社が設立されていたのを、統合して「日本貿易振興会社」（一九四一年一月業務開始）を設立し、また製品の買取り、販売統制のために一九四〇年十一月「繊維製品輸出振興会社」をはじめとして、商品別の輸出振興会社を設立した。

しかし、この「戦時貿易振興対策」が決定されてもない一九四〇年九月二十三日には日本はフランス領インドシナ北部へ侵攻し、ついで同月二十七日に日本は日独伊三国同盟を締結して、ドイツと対立していた英米をはじめとする欧米諸国と決定的に対立することになった。そこで日本は第三国との通商関係の途絶を目前にして、一九四〇年度に物動計画の前倒しや計画の枠を越えて第三国からの輸入を急いだ。同年六月と七月にかけて、アメリカは工作機械、アルミニウム、ゴム、屑鉄等の重要物資の対日輸出禁止・制限を行った。しかし、円ブロックからの輸入だけでは戦争を維持することも、国民経済を維持することも不十分であることは明らかであり、第三国からの輸入は不可欠であったので、この段階になっても（一九四〇年十二月）、第三国から輸入するための方策として、第三国向け輸出振興策（貿易振興応急対策）を閣議で決定した。さらに一九四一年五月「国家総動員法」を発動して「貿易統制令」を公布し、政府が必要であると認めたとときは、輸出入を命令し、または

制限・禁止できることになった。先の一九三七年九月公布の「輸出入品等臨時措置法」では貿易の制限・禁止だけであったが、この「貿易統制令」ではさらに進んで輸出入の命令が加わった。

一九四一年以降の第三国貿易の縮小は日本にとって南方からの資源の調達に強い感心を向けさせることになった。一九四一年四月南洋貿易の統制機関として「南洋貿易会」を設立した。同年五月日仏印（フランス領インドシナ）経済協定が調印された。フランス本国がドイツに占領され植民地支配が弛緩したところで、植民地総督に協定を強要したのであった。しかし、蘭印（オランダ領東インド）は日本との通商協定を渋り、一九四一年六月交渉は決裂した。日本はそれをカバーするためにタイとの関係を強化することをめざし、タイの国内事情もからんで、日タイ間に通商協定が結ばれ、一九四一年十月から日本はタイを南洋貿易調整令による交易国として指定した。

一九四一年十二月に始まった太平洋戦争によって日本の貿易は満・関・支の円ブロックと仏印・タイなどの南方地域からなる「大東亜共栄圏」内にほとんど限定された。この地域との貿易は商業ベースの貿易ではなく日本の一方的な物資調達であった。

四 太平洋戦争下の貿易

▼「大東亜共栄圏」内の貿易

一九四一年十二月日本は太平洋戦争を開始した。それ以後日本の貿易は、満洲、華北、華中などの円域、フィリピン、蘭印（インドネシア）、マレー、ビルマ等の南方占領地、仏印（ベトナム）、シャム（タイ）の非占領地域およびドイツ、イタリア等だけに制限されるようになった¹⁷。表は太平洋戦争期の重要物資を貿易の見たもので

重要物資の輸出入高 (単位：100万円)

1941年国別輸入高					1944年国別輸入高				
	合計	米	中国	満洲	その他	合計	中国	満洲	その他
鉄・金属	531	109	61	86		364	174	136	マレー24
油類	361	265	2	10		107	62	10	蘭印11
石炭	143	13	114		英15	126	102	24	
鉄	158	56			ベルギー77 インド8	118		94	
機械類	274	38			ドイツ31	27	22		
綿花	392	33	114		インド94 蘭印59	237	230		インド6

1941年国別輸出高					1944年国別輸出高					
	合計	米	中国	満洲	その他	合計	関東州	中国	満洲	その他
生糸	216	191		10		7		3		仏印4
綿織物	284		40		インド36 関東州29	49	32			
絹織物	42		2		関東州18	32	6	6		
人絹織物	60				インド16 関東州12	36	7			
紙類	98		43	15	関東州24	142	16	84	31	

(出所) 通産省編『商工政策史第六巻』299P

ある。貿易は全体として萎縮し、対米貿易が消滅した後の補充が出来ていないことがわかる。

満州はインフラストラクチュア開発重視から物資の対日供給への転換を強制されるようになった。華北も日満向けの輸出を割り当てられた。それに対する日本からの見返りの輸入は減少したので、これらの円域ではインフレが一層促進した。満州には満銀券、華北では聯銀券が流通していたが、これらの円系通貨の信用は日銀券との交換制によって維持されていたのであるが、太平洋戦争の開戦とともに交換制が実質的に失われたので、インフレで日々に目減りする通貨が日本軍の武力を背景に流通した。

日本は南方占領地にたいして、日本からの資金移動を抑制し、作戦軍の「現地自活」方針がたてられ、軍票を現地の既存通貨と等価で流通させ物資の強権的調達を強行した。¹⁸

非占領地域のシャム(タイ)、仏印(ベトナム)にたいしても、円貨決済協定を結び決済通貨として円貨を強制するとともに、日本への一定額の輸出货量を割当て、それら地域から米、とうもろこし等の農産物と石炭、燐灰石、塩、マングローブ等の資源を調達した。日本の戦時貿易の特徴は、東南アジアでも満州中国でも集貨と配分を軍に依存していたことである。

枢軸国の独伊との交易は一九四三年一月日本とドイツ・イタリア間に貿易に対する取り決めが締結された。この取り決めにより日本はドイツの機械設備・鋼材・化学薬品等を、ドイツは日本の占領下にある南方のタングステン・椰子油・錫・キニーネを期待した。日伊間の取り決めは日本は水銀・ほう酸をイタリアは南方資源を期待した。しかし、実際の両国との交易は、一九四三年度(四三年八月まで)で日独間は日本の対独輸出九二〇〇万円、輸入九四〇〇万円、日伊間は日本の輸出一一〇〇万円、輸入六〇〇万円程度にとどまった。その後
は独伊両国経済の疲弊により貿易額は著減し実質的にはほとんど役割を果たさなかった。¹⁹

▼交易営団の設立

国内の貿易組織としては、四二年四月貿易統制令施行規則が改正され、輸出入のなかで許可が必要な商品と調整機関の調整が必要な商品に分類された。四三年四月に物資の輸出入、国内での買入れ売渡し、重要物資の保有等を政府の計画により行うために「交易営団」が設立され、中小の貿易業者は転廃業させられた。交易営団は政府の保護監督の下に物資の輸出入、買入れ、譲渡を行うもので、指定輸出入は営団またはその受託機関の受託をうけなければ指定地域へ輸出入できなかった。このようにして貿易は政府が直接手掛けることになったが、しかし、ビルマ、マレー、蘭領東インド、フィリピン等南方占領地域との交易は陸軍の管理下であり、米、麦、小麦粉、木炭、肥料、飼料は農林省の管轄で営団の取扱品目から除外されていた。一九四四年に交易営団は日本の輸出の三三%、輸入の五六%を占めた。²⁰

▼戦争後期の輸送力の弱体化

四二年六月のミッドウェー海戦で日本が敗れて以来、輸送力の不足が日本最大の弱点となった。船腹保有量は四三年新造その他の増加が一、〇六七千トンにたいし、喪失その他の減が二、〇六六千トンで、四三年末の保有量が四、九四四千トンだったのが、四四年には一、七三五千トンの新造、四、一一五千トンの喪失で、年末保有量は二、五六四千トンに減少した。

華北は従来日滿にたいする原材料供給の「平站基地」の立場におかれていたが、輸送力が弱化した一九四二年末以降半製品・製品の供給が要請されることになった。最も必要とされたのが銑鉄とアルミナであったが、

銑鉄は一九四四年の目標三二万トンにたいし二万トンに終わったが、アルミナは生産できないまま敗戦をむかえた。従来からの華北最大の対日供給源であった石炭も一九四三年には前年の八八%、目標の七六%というように下降しはじめたが、大東亜省の報告書は、「原因としては、食糧、労務、治安、輸送等一般的条件の悪化、資材不足に基づく彌縫的施策続行による増産余力の減少等を挙げ得らるる」と述べている。²¹

一九四四年に南方から二、八五〇万バレルの石油の輸入が計画されたが、実際はわずか四九七万バレルしか到着しなかった。²² 一九四五年にはいってから石油輸入量は、辛うじて撃沈を免れたタンカーが一月と二月に持ち込んだ数千バレルにすぎなかった。そのころ日本では、「二百の松根は一機を一時間飛ばすことができる」というスローガンの下に全国民を松根掘りに駆り出した。四五年六月には、松根粗油の月産は七〇、〇〇〇バレルに達したが、品質の点から、実際には使用することができなかった。²³

(注)

- (1) 通産省編『商工政策史第六卷』一九七一年、八七頁。
- (2) 山沢逸平、山本有造『長期経済統計一四貿易と国際収支』一九七九年、二五二頁。
- (3) 『商工政策史第六卷』五一―五二頁。
- (4) 同右 五四―五五頁。
- (5) 同右 六四頁。
- (6) 通産省所蔵「商工史談会貿易分科会第三回速記録一九五〇・一・九」
- (7) 『商工政策史第六卷』六七頁。
- (8) 日印会商の経過と背景については柳沢悠「第一次日印会商をめぐる英印関係」、『経済と貿易一二九号』一九八〇年、西川博史『日本帝国主義と綿業』一九八七年、籠谷直人「日印会商の歴史的意義」、『土地制度史学一一七号』一九八七年などをほじ

めとする多くの研究がある。

- (9) 鶴見左右雄『日本貿易史綱』一九三九年、七一六頁。
- (10) 通産省所蔵「商工史談会貿易關係分科会第二回速記録一九四九・一二・一二」
- (11) 同右
- (12) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史第一三巻国際金融・貿易』一九六三年、三三六一―三三八頁。
- (13) 『商工政策史第六巻』二四〇頁。
- (14) 日本銀行『日本銀行百年史第四巻』一九八四年、三六三頁。
- (15) 菱沼勇『戦時経済と貿易国策』一九四一年、二二四頁。
- (16) 同右 一二〇頁。
- (17) 日本銀行『満州事変以後の財政金融史』一九四九年、『昭和金融史資料昭和編二七巻』一九七〇年、二七七頁。
- (18) 同右 二七二頁。
- (19) 『商工政策史第六巻』三〇三―三〇四頁。
- (20) J・B・コーエン、大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済』九九頁。
- (21) 中村隆英『戦時日本の華北経済支配』一九八三年、三一二頁。
- (22) アメリカ合衆国戦略爆撃調査団石油・化学部報告『日本における戦争と石油』一九四六年、邦訳一九八六年。
- (23) L・B・コーエン前掲書 二一四―二一五頁。